

障害者控除対象者認定書についてのご案内

障害者手帳を持っていない方でも、65歳以上の方で手帳の交付基準に準ずる状態と認められる場合は確定申告で障害者控除の対象となります。本市では請求のあった対象者について障害者に準ずると認定した場合に「障害者控除対象者認定書」を発行いたします。

発行対象

1. 65歳以上の障害者手帳などをお持ちでない方
2. 介護保険の要介護認定（控除を受ける所得のあった年の12月31日に有効である認定結果）の主治医意見書および認定調査票の記録により、障害者手帳等を有している方に準ずる状態であると認定される方
3. 又は常に寝たきり状態で複雑な介護を要する方

認定書発行の申し込み

認定書の発行には、お申し込みが必要です。要件に該当しているかは申告の対象となる年の12月31日時点の状況で判断しますので、お申し込みの受付は1月以降となります。死亡された方の分については、死亡日時点の状況で判定しますので、年の途中でもお申し込み頂けます。

ご注意

- 1 上記認定書は所得税や市民税の障害者控除の適用を受けるもので、障害者手帳の代わりになるものではありません。
- 2 障害者控除前から非課税の場合は、この「障害者控除対象者認定書」を取得しても税の控除や還付はありません。
- 3 障害者手帳をお持ちの方は、手帳で控除が受けられます。
- 4 税控除を受けるにあたっては、別に税申告の手続きが必要です。（税申告手続きに関する詳細は税務署等へお問い合わせください。）
- 5 申し込みから結果のお知らせまでに、7～10日程度の期間を要します。
- 6 ご家族以外の方（成年後見人、弁護士等）がお申し込みされる場合は登記事項証明書等、選任のわかる証明書（最新のもの）のコピーを添付してください。

豊中市役所 福祉部
長寿安心課（第2庁舎1階）
電話：06-6858-2195